

川崎市H I V感染予防薬整備要領

(目的)

第1条 「神奈川県H I V感染予防薬整備方針」に基づき、市内の医療従事者が針刺し事故等によりH I Vに感染した血液等に曝露した場合、速やかに感染予防措置が行われるようにするため、エイズ拠点病院等にH I V感染予防薬（以下「予防薬」という。）を配置し、感染防止対策を整備することを目的とする。

(配置する予防薬)

第2条 薬剤の種類及び数量は別表1のとおりとする。

- 2 予防薬の配置及び有効期限切れの補充は川崎市が行う。
- 3 配置した予防薬を川崎市内の医療機関で針刺し事故の発生により使用した場合は、川崎市が補充を行う。

(配置する病院)

第3条 予防薬を配置する病院（以下「配置病院」という。）は、神奈川県が選定した市内のエイズ拠点病院とする。

- (1) 川崎市立川崎病院
- (2) 川崎市立井田病院
- (3) 聖マリアンナ医科大学病院

(配置病院における感染防止体制)

第4条 配置病院は、職員のH I V感染の恐れのある曝露事故に備え、H I V院内感染防止委員会等を設置し、責任者の選定をするとともに、職員に

対して教育活動を行うなどH I V感染防止体制の整備を図る。

(予防薬の服用)

第5条 配置病院の職員が万一、曝露事故によりH I V感染の恐れがある場合は、医師に相談の上、予防薬の服用の服用について検討する。

なお、予防薬の服用にあたっては、最新のH I V感染防止のための予防薬のガイドライン等に従い、円滑に行われるよう努める。

(他の医療機関への予防薬の提供体制)

第6条 第3条による配置病院は、医療従事者等の曝露事故が発生した医療機関・保健所・社会福祉施設等（以下「事故発生施設」という。）から緊急の予防薬の提供、必要に応じた指導・助言の求めに応じるために、責任者を選定する等の院内の体制を整備するものとする。

また、予防薬の提供を次の各号により行うものとする。

(1) 予防薬の提供については、事故発生施設の医師からの要請に基づくものとする。

(2) 配置病院において、予防薬を提供した場合、提供年月日、事故発生施設の名称、担当医師、ロット番号を記載しておくものとする。

(市内の医療機関への対応)

第7条 川崎市内の医療機関で予防薬の提供を受けた事故発生施設は、予防薬を返納する必要があるものとする。

(市外の医療機関への対応)

第8条 予防薬の提供を受けた川崎市外の事故発生施設は、予防薬を提供した配置病院の請求に基づき自己の責任において速やかに返納する。

2 予防薬の提供を受けた川崎市外の事故発生施設は、別紙様式第1号により借用書を作成し、配置病院に送付するものとする。

3 提供を受けた川崎市外の事故発生施設は、予防薬を返納する場合、別紙様式第2号による返納書を添付のうえ、返納するものとする

(診療・処方について)

第9条 予防薬の提供に代えて診療・処方対応を行う病院においては、事故発生施設から受診の求めがあった場合は、緊急に診察し、予防薬を処方するものとする。

(予防薬の使用及び提供・報告)

第10条 配置病院が使用した場合及び市内の事故発生施設に予防薬を提供した場合は、様式3号により健康福祉局長あて報告するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるほか、必要とする事項は健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年12月20日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から改正施行する。

別表 1

一般名 (商品名)	1包装当たりの 数量	配置個数
テノホビル／エムトリシタビン (ツルバダ配合錠)	30錠	1個
ラルテグラビル (アイセントレス錠)	60錠	1個